

広島市民間要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事等補助制度 ～平成30年度 募集案内～

1. 目的

平成28年4月に策定した「広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）」に基づき、耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられた大規模な民間建築物を対象に、「広島市民間要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事等補助制度」を創設しました。

本制度に基づき、これらの建築物について耐震改修工事等の費用の一部を補助し、建築物の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりを進めます。

2. 補助の内容

補助の対象建築物及び補助額などは次のとおりです。

(1) 補助対象建築物

耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられた民間の要緊急安全確認大規模建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不足しているもので、次の要件の全てに該当するもの

- ア. 昭和56年5月31日以前に着工され、建築基準法による検査済証の交付を受けたものなど
- イ. 延べ面積が3,000㎡以上で地上階数が2階以上の小学校・中学校、延べ面積が1,500㎡以上で地上階数が2階以上の幼稚園、延べ面積が5,000㎡以上で地上階数が3階以上の建築物で災害時における施設の提供等の協力に関する協定を本市と締結している者が所有する建築物

(2) 補助額及び補助件数

区分		補助額	補助件数
耐震補強設計 又は建替実施設計		補助対象経費の2/3（補助限度額なし※2）	3件程度
耐震改修工事 又は建替工事	緊急輸送道路 沿道※1	補助対象経費の2/3かつ1億円以内※3	2件程度
	その他	補助対象経費の23%かつ1億円以内※3	

※1 敷地が広島市地域防災計画で指定された第1次及び第2次緊急輸送道路に接しているもので、地震時の倒壊により、この道路を閉塞させるおそれのあるもの

※2 補助対象経費は、耐震補強設計に要する経費ですが、床面積に応じ一定の基準により算出される上限額を設けていますので、ご注意ください。

※3 補助対象経費は、耐震改修工事に要する経費ですが、床面積当たりの額により算出される上限額を設けていますので、ご注意ください。

詳しくは市ホームページへ掲載していますので、次の順にお進みいただきご覧ください。

広島市トップ - 産業・雇用・ビジネス - 建築 - 既存建築物の安全対策 - 民間建築物の耐震化

3. 申込内容等

(1) 申込期間

平成30年5月10日（木）から平成30年5月31日（木）まで
（申込期間で予算額に達しない場合は、6月1日（金）以降、先着順に受付）

注1：耐震補強設計の場合は、年度内の事業完了が見込めるものに限ります。

注2：申込多数の場合は、抽選となることがあります。

(2) 申込方法

広島市民間要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事等補助事業申込書（以下「申込書」といいます。）に記入のうえ、下記の申込先へ持参してください。

※ 申込書の様式については、広島市ホームページからダウンロードしていただくか、下記申込先または各区役所建築課で配布しています。

(3) 申込先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局指導部建築指導課

(4) 交付決定

補助金交付決定については、上記申込期間後に補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付について適正であるかどうかの審査を行い、決定します。

4. その他

- 申込書の提出にあたり、あらかじめ当課と協議を行い、申請に係る必要事項などについて確認してください。
- 補助金の交付決定後に、耐震改修工事等事業に着手してください。
- 「広島市民間要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事等補助制度」（補助金交付申請書等の様式を含む）、「広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）」については、市ホームページに掲載しています。次の順にお進みいただきご覧ください。
広島市トップ - 産業・雇用・ビジネス - 建築 - 既存建築物の安全対策 - 民間建築物の耐震化